

令和6年度第3回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和6年9月26日（木） 午後3時から 西第1・2・3会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員、小泉委員
事務局 横倉総務契約課長、山田契約係長 新見主任 佐藤主事

3 議題

（1）審議事項

①答申1回目（労務報酬下限額・熟練労働者の割合等）について

事務局が資料1～7にて内容説明

1 工事の労務報酬下限額について

（1） 熟練労働者(条例第7条第1項第1号に規定する額)

○意見等

・特になし。

○審議結果

・熟練労働者については第2回審議会で確認した通り、令和6年10月1日現在の公共工事設計労務単価の90%とする。職種別の単価は資料2のとおりとする。

（2） 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）

○意見等

会 長 熟練労働者以外の工事の労務報酬下限額については、第2回審議会で、仮に1,380円と審議したが、ご意見あるか。

委 員 特になし。

会 長 特に意見がなければ、熟練労働者以外の工事の労務報酬下限額については、1,380円とする。

委 員 異議なし。

○審議結果

- ・熟練労働者以外の工事の労務報酬下限額について、1, 380円とする。

(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合(条例第7条第1項第1号に規定する割合)

○意見等

- ・特になし。

○審議結果

- ・第2回審議会で確認した通り、令和7年度においても、従前どおりの考え方を継続し、全労働者の従事業種ごとの80%以上とする。

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額(条例第7条第1項第2号に規定する額)

○意見等

会 長 熟練労働者以外の労務報酬下限額については、第2回審議会で、仮に1, 239円と審議したが、ご意見あるか。

委 員 特になし。

会 長 特に意見がなければ、業務委託・指定管理の労務報酬下限額については、1, 239円とする。

委 員 異議なし。

○審議結果

- ・熟練労働者以外の労務報酬下限額については第2回審議会で確認した通り、令和7年10月1日からの最低賃金が50円アップすることを前提に、最低賃金額と労務報酬下限額の差額部分を26円とし、1, 239円とする。

(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの(条例第7条第1項第2号に規定する額)

○意見等

委 員 事業者にはどのように確認したのか。

事務局 事業所管課を通じて、受託事業者へ聞き取りをした。

委員 労務報酬下限額の上昇幅を考えると、事業者の立場としては、個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額金額よりも高い金額を設定するのは難しい。

委員 公園管理業務や街路樹の維持管理業務については、工事に近い業種であると考え。未熟練労働者の金額が1,380円と決まり一定の上昇幅を確保しているのに対し、公園管理業務と街路樹の維持管理業務は上昇幅が鈍化している。若年労働者を確保することができる金額の設定が必要ではないか。

委員 労務費が引き上げられた場合、他の部分を削減して工夫する必要がある。

会長 賃金を引き上げるためには、人工を減らして対応するしかないのか。

委員 施設等の構造物ではない街路樹等の管理は、樹木の伸びの状況によるなど生き物への対応のため、人工がかかってしまうし、天候等にも左右されてしまうのが、実情である。

委員 受託事業者への聞き取りが反映されていれば、問題はないと考える。

会長 事務局案のとおり、下水道管渠清掃等業務以外は個別に労務報酬下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額と同額ということでよいか。

委員 異議なし。

○審議結果

・下水道管渠等清掃業務については1,476円、それ以外の業務については1,239円とする。個別に労務報酬下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額と同額となっても、個別の労務報酬下限額設定は残しておく。

3 資料6 令和7年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方（案）について

○意見等

会長 1の基本方針について、文言が一部合致しない箇所が見受けられ、若干

の修正が必要である。文書の修正については会長一任とし、後日メールにて確認いただくということによろしいか。

委 員 異議なし。

(2) その他

業務委託と指定管理における、60歳以上の公契約条例適用について

*事務局が資料8にて内容説明。

○意見等

委 員 制定当初に60歳以上を適用対象外としたのは定年が関係あるのか。

会 長 一律に60歳以上を適用労働者とした場合、高齢者雇用・就労の場の確保に影響する可能性があるため、多摩市では労務報酬下限額の適用の対象外としてきた。

会 長 今回、60歳以上の公契約条例の適用について、一部の案件から対象とすると、分かりにくいものになってしまう。仮に全ての業種を適用対象とするとして、何歳までを適用対象とするか。また、猶予期間をどの程度設けるかが課題となる。

委 員 社会情勢は、定年の引き上げや働き手の高齢化等、高齢者を雇用対象とするような動きになっている。全年齢の方を公契約条例の適用対象としてはどうか。

委 員 会社としては、70歳以上であっても優秀な方であれば雇用したい。人材不足が叫ばれる中、65・70歳以上の方々をいかに雇用するか。また、いかに働ける場を確保していくかが重要である。

会 長 ご意見をまとめると、年齢で区切らずに、全ての労働者を適用対象とすることでいかがか。

委 員 異議なし。

会 長 但し、いきなり対象者としてしまつては、事業者の対応が難しいと考える。全ての労働者を適用対象とする場合、どれ程の猶予期間が必要か。

委 員 全てを適用対象とした場合、いつから対応可能か受託事業者を確認する必要があるのではないか。

事務局 年内に受託事業者へ公契約条例のポスターを配布する機会があるため、そのタイミングで一度周知する。

会 長 事業者へ早めに周知し、猶予期間を設ける必要がある。条例改正が必要となるため、具体的なスケジュールの作成を事務局に一任する。

○審議結果

- ・全ての労働者を公契約条例の適用対象とする。
- ・条例改正に向けた、具体的なスケジュールの作成を事務局へ一任し、次回以降引き続き審議する。

4 閉会